

議第38号

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

京都市長 松井 孝治

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。